

### 新型コロナウイルス感染症による出席停止について

学校保健安全法第 19 条の規定により、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は出席停止となります。

(裏面参照)

下記の「新型コロナウイルス感染症罹患申出書」に**保護者が記入**のうえ、**受診・罹患を証明できるもの**（診療明細書や調剤説明書のコピー等）と併せて学校に提出してください。

### 新型コロナウイルス感染症罹患申出書

日高高等学校長あて

年 組 番 氏名

発症日 令和 年 月 日 (発症0日目)

○印	理 由	詳 細
	医療機関で診断を受けた	診断日：令和 年 月 日 医療機関名 _____ 医師の指示事項 ( _____ ) ※医療機関の証明は不要です。
	個人で抗原検査を行った	検査日：令和 年 月 日

期 間 月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

担任確認欄

【出席停止の基準】

第一種	治癒するまで	
第二種	第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。	
	インフルエンザ ※	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂 皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

区分	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
	0日目								
無症状の場合	陽性判明						登校可能		
	出席停止	→						登校可能	
発症後4日目に軽快した場合	出席停止	→						登校可能	
	出席停止	→							登校可能

- ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目と数えます。